

第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

- 1 業務名 第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務
- 2 業務場所 安城市内及び受注者所在地ほか
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで
- 4 募集目的 本業務は、安城市国民健康保険における被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果やKDB、レセプト情報等の健康・医療情報を活用して第2期安城市国民健康保険データヘルス計画（保健事業実施計画）及び第3期安城市国民健康保険特定健康診査等実施計画（以下「データヘルス計画等」という。）を振り返り、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期データヘルス計画等を策定するものである。
このため、本業務の遂行にあたっては、安城市の健康に関する地域特性等を理解し、予防医学的な専門知識を始めとする保健医療に関する幅広い専門知識や特定健診・特定保健指導の実施状況、レセプトデータの情報等を活用して分析する能力、分析の結果得られる課題に対する効果的な事業の提案力等、高い業務遂行能力を有する事業者を総合的に判断し、最も適切な事業者を選定する。
- 5 業務内容 別紙「第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務 仕様書」のとおり
- 6 提案上限金額 金5,049,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 7 選定委員会の設置

本市は、優れた企画提案者を選定するため、第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は提案の審査を行い、優秀提案者を選定する。

8 提案者の資格

提案者は次のいずれにも該当する場合に参加資格があるものとする。

- (1) 公告の日において、安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に掲載されている事業者であること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 過去10年間（当該年度含まず）において、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注の保健事業に関する同種・類似業務の元請としての実績を有すること。

9 参加表明手続き

(1) 提出書類

参加表明手続きの提出書類は次の表のとおり。書類は各1部提出すること。

名称	様式	備考
参加表明書	様式 1	
会社概要	様式 2	「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類（コピー可）を提出。
業務実績一覧	様式 3	・官公庁発注の保健事業に関する同種・類似業務の実績を過去 10 年分記載。 ・無償のものは実績とみなさない。 ・記載したものについては、参加表明書提出時に当該契約書の写しを提出すること。
業務実施体制図	様式 4	・本業務を受託した場合の業務実施体制図（指揮命令系統を明示）を提出。 ・協力会社や再委託予定先等、本業務を遂行するすべての事業者を記入。 ・様式 5 の業務従事者の氏名は必須。
業務従事者一覧	様式 5	「保有資格」欄に記載したものは、参加表明書提出時に証明書類（コピー可）を提出。

（２）提出期限 令和 5 年 4 月 7 日（金）

（３）提出方法 提出時に提出書類が揃っているかを確認するため、提出方法は持参に限るものとする。なお、持参時は前日（土日祝日を除く）の午後 5 時までに、持参日時を電話連絡すること。

（４）提出先 安城市福祉部国保年金課国保係

10 質問及び回答

（１）提出方法 問い合わせ先に記載のメールアドレスあてに質問票（様式 6）を電子メールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。

（２）受付期間 令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時まで

（３）回答方法 回答は市ホームページに掲載することとし、随時更新する（他者の質問を含む全質問）。

（４）その他 （１）提出方法以外による質問や、本実施要領、企画提案書作成要領、評価基準、仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

1 1 参加資格の確認等

- (1) 内 容 参加者からの提出書類により参加資格を満たしているか等を審査する
- (2) 日 時 令和5年4月14日（金）
- (3) 結果通知 参加資格の確認等を行った後、結果を参加者の連絡先メールアドレスあてに個別に通知する（4月18日頃を予定）。

1 2 提案参加の辞退

参加表明書の提出後、企画提案審査を辞退する場合は、令和5年4月24日（月）午後5時までに、持参または郵送で提案参加辞退届（様式7）を提出すること。なお、郵送により提出する場合には、事前にその旨を電話連絡すること。

1 3 企画提案書

(1) 様式及び提出書類等

ア 企画提案書 別紙「第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務企画提案書作成要領」に従い、作成すること

イ 見積書 様式8に従い、作成すること

(2) 提出部数

ア 企画提案書 9部（電子データもあわせて提出すること）

イ 見積書 1部（様式8）

(3) 提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時まで

(4) 提出方法 提出時に提出書類や部数が揃っているかを確認するため、提出方法は持参に限るものとする。なお、持参時は前日（土日祝日を除く）の午後5時までに、持参日時を電話連絡すること。

(5) 提出先 安城市福祉部国保年金課国保係

1 4 企画提案審査

(1) 提案説明（プレゼンテーション）

ア 説 明 提出済みの企画提案書をもとに、選定委員会にて説明を行う。

イ 実施日 令和5年5月9日（火）

※当日の詳細については別途通知する。

ウ 時 間 40分程度（20分以内の説明後、質疑応答）

エ 説明者 説明を行う者は、本業務において実際に調査・分析等を行う業務担当者を主とする。（参加人数は、3名以内）

オ 機材 プロジェクターとスクリーンについては、本市で準備するものを使用してよい。

（２）選定基準及び選定方法

別紙「第3期安城市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画等）策定業務委託に係る評価基準」及び別紙「選定委員会における候補者の選定方法」のとおり。

1.5 優先交渉権者の決定

別紙「選定委員会における候補者の選定方法」のとおり、選定委員会において選定する。

1.6 結果通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知する（5月11日頃発送予定）。

なお、候補者選定透明性確保のため、審査結果に係る次の事項はホームページにて公表する。

（１）優先交渉権者の名称

（２）全提案者の名称

（３）全提案者の審査結果

1.7 提案の無効

以下のいずれかにあたる場合は、提案を無効とする。

（１）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（２）企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

（３）見積書に記載した金額に消費税及び地方消費税を含めたものが、実施要領の提案上限額を超えた場合

1.8 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、提案説明時に説明すること。

1.9 プロポーザル参加に当たっての確認事項

（１）本提案書作成に係る費用についてはすべて提案者の負担とする。

- (2) 業務経験のあるものが、提案書の作成に関与していること。
- (3) 本プロポーザル実施についての説明会は行わない。
- (4) 本市への提出書類及び提出データの返却は行わない。
- (5) 本プロポーザルの審査経過に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出書類について、安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示する。このため、非開示を希望する情報がある場合は、あらかじめ、非開示を希望する項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、これを開示することがある。

20 契約の締結

企画提案審査により優先交渉権者として選定された者と契約協議（項目の追加、変更又は削除、金額等の変更）を行い、再見積額が提案上限額（税抜き）を超えない範囲で業務委託契約（税込み）を締結する。ただし、優先交渉権者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行う。

21 問い合わせ先

安城市福祉部国保年金課国保係

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話 0566-71-2230（ダイヤルイン）

FAX 0566-76-1112（代表）

メールアドレス kokouho@city.anjo.lg.jp

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（総合計点）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2



第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690



1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

II 提案者が3者以上の場合

(1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)

(3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同数であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。